



マイナンバー（個人番号）を記載すると

書類の提出を一部省略できます！

【マイナンバーを利用した小児慢性特定疾病医療費支給認定申請について】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の規定により、指定難病や小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請には、マイナンバーによる情報連携が可能なため、マイナンバーをご記載いただくと、一部の方を除き住民票と課税状況の確認書類の提出を省略することができます。

提出書類を省略して申請される方は、必要な方全員のマイナンバーを世帯調書へご記載ください。

1 提出を省略できる添付書類

- ①世帯全員の住民票
- ②市町村民税所得課税証明書

ただし、次の方は、書類の提出を省略することができません！

- ◆別紙「世帯調書」に必要な方（※）のマイナンバーをご記載いただけない場合…①と②の提出が必須
- ◆ご加入の健康保険が社会保険で、被保険者の方の市町村民税が非課税の方
- ◆ご加入の健康保険が国民健康保険組合の方
- ◆所得や税の申告をしていない方

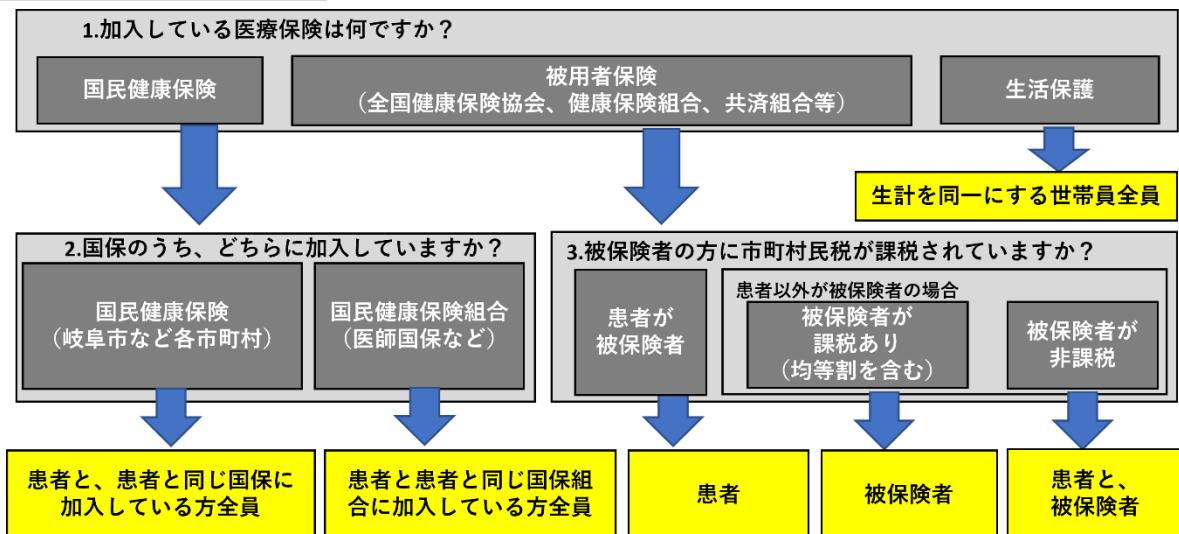
…②の提出が必須

2 マイナンバーの記載が必要な方

○患者本人、申請者及び支給認定基準世帯員

・ただし、患者本人及び申請者のマイナンバーは申請書に記載いただくため、「世帯調書」への記載は不要です。

支給認定基準世帯員とは、自己負担限度額を算定する際に基準となる世帯員のことです。
患者の加入する医療保険の種類により、支給認定基準世帯員は次のようにになります。



申請窓口で、自己負担限度額をお知りになりたい場合は、支給認定基準世帯員の市町村民税額が分かる書類をご持参ください。（ただし、審査の結果、窓口でお伝えした自己負担限度額と異なる額となる場合があります。）

裏面をご覧ください



マイナンバーと本人確認について

マイナンバーは厳格に取り扱う必要があるため、以下のとおり、申請書や世帯調書にマイナンバーを記載いただいた方の本人確認をさせて頂きます。

◎マイナンバー確認書類と本人確認書類をご提示ください。

※郵送での申請の場合は、コピーの提出をお願いします。

<マイナンバー確認書類> ※申請書と世帯調書に記載した「全員分」の提示が必要です

- ・マイナンバーカード両面（本人確認書類は不要です。）
- ・マイナンバーが記載された住民票
- ・通知カード（通知カードに記載されている氏名・住所が、住民票と一致している場合に限ります。）

<本人確認書類> ※「患者」と「申請者」分の提示が必要です

◎いずれか1種類

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等、顔写真付き身分証明書

◎いずれか2種類

健康保険証、年金手帳、住民票（マイナンバー確認書類と併用不可）、児童扶養手当証書、特定医療費（指定難病）受給者証 等



【おもて面】



【うら面】

【マイナンバー制度全般に関する問合せ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル（内閣府）

TEL 0120-95-0178

※平日 9時30分～20時、土日祝 9時30分～17時30分

医療費助成申請の詳細は、

「小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 新規申請手続きのご案内」
をご確認ください。